

# 法令改正について

法令等の改正動向

(令和2年3月以降)

## (1) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	R2.3.4	経済産業省令 第13号	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴い、国際相互承認に係る容器保安規則の一部が改正。
省令	R2.3.17	経済産業省令 第15号	液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部が改正。(新型コロナウイルスによる法定講習の受講期限の延長)  ※令和2年3月17日施行

## (2) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	R2.4.10	経済産業省令 第37号	<p>容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、コンビナート等保安規則及び国際相互承認に係る容器保安規則の一部が改正。 (新型コロナウイルスによる保安検査及び定期自主検査の期限延長)</p> <p>※令和2年4月10日施行</p>
通達	R2.4.10	20200408 保局第1号	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規定が制定。(新型コロナウイルスの影響を踏まえた措置に伴う事務的改正)</p> <p>※令和2年4月10日施行</p>

### (3) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
告示	R2.6.15	経済産業省 告示 第129号	容器保安規則に基づき表示等の細目、容器再検査の方法等を定める告示等の一部改正(車載容器のリユース許容)。  ※令和2年7月1日施行
通達	R2.6.15	20200528 保局第1号	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規定が制定。(車載容器のリユース許容)  ※令和2年7月1日施行

## (4) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	R2.6.26	経済産業省令 第60号	<p>冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則、コンビナート等保安規則及び高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令の一部改正。</p> <p>※令和2年6月26日施行</p>
通達	R2.6.26	20200608 保局第2号	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20170718保局第1号)、認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者の認定について(20180323保局第5号)及び特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(20180323保局第6号)の一部を改正する規定が制定。</p> <p>※令和2年6月26日施行</p>

## (5) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R2.7.1	20200619 保局第2号	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20170718保局第1号)及び高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(20180328保局第2号)の一部を改正する規定が制定されました。</p> <p>※令和2年7月1日施行</p>
通達	R2.8.4	20200727 保局第1号	<p>高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領(内規)の一部を改正する規定が制定されました。</p> <p>※令和2年8月4日施行</p>

## (6) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	R2.8.6	経済産業省令 第66号	<p>一般高圧ガス保安規則の一部を改正する省令が制定されました。 (遠隔監視によるセルフ圧縮水素スタンド)</p> <p>※令和2年8月7日施行</p>
通達	R2.8.6	20200715 保局第1号	<p>高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)が制定。 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20170718保局第1号)は廃止。</p> <p>※令和2年8月7日施行、令和2年8月6日廃止</p>

## (7) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R2.10.19	20201013 保局第1号	自動車及び二輪自動車の開発の用に供する圧縮水素燃料装置用容器に係る特別充填について(内規)が制定。  ※令和2年10月19日施行
省令	R2.10.30	経済産業省令 第82号	冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則一部改正。 (目視検査にドローン等の活用を可能とするための改正)  ※令和2年10月30日施行



## (4) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R2.10.30	20201014 保局第1号	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規定が制定。  ※令和2年10月30日施行
通達	R2.11.4	20201102 保局第1号	一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について等の一部を改正する規定が制定。  ※令和2年11月4日施行
通達	R2.11.9	20201022 保局第1号	高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)の一部を改正する規定が制定。  ※令和2年11月9日施行

## (8) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R2.12.25	20201218 保局第1号	<p>高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて等の一部を改正する規定が制定。(以下の通達に係る押印を求める手続等について、押印を不要とするための規定等の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高圧ガスを封入した緩衝装置等に係る輸入の通関の際における取扱いについて(20180222保局第4号)</li> <li>・特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について(20180323保局第6号)</li> <li>・保税扱いの高圧ガス容器、高圧ガスの輸出専用の高圧ガス容器等の特別充填について(20180323保局第11号)</li> <li>・一般高圧ガス保安規則第6条第1項第11号等の規定による試験を行う者及び同項第13号等の規定による製造を行う者の認定等について(20180323保局第12号)</li> </ul>

## (9) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R2.12.25	20201218 保局第1号	<ul style="list-style-type: none"><li>・高圧ガス保安法に基づく容器等製造業者の登録等及び特定設備製造業者の登録等に係る事務処理要領について(20190314保局第2号)</li><li>・高圧ガス保安法における経済産業大臣特別認可申請手続きについて(内規) (20190606保局第10号)</li><li>・高圧ガス保安法の適用除外となるエアゾール製品等の通関の際における取扱いについて(20190606保局第11号)</li></ul> <p>※令和3年1月1日施行</p>

## (10) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
省令	R2.12.28	経済産業省令 第92号	押印を求める手続きの見直し等のための経済産業省令の一部を改正する省令により、容器保安規則、冷凍保安規則、液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則、特定設備検査規則、コンビナート等保安規則、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令及び国際相互承認に係る容器保安規則の一部が改正されました。 ※令和2年12月28日施行
省令	R3.2.22	経済産業省令 第5号	液化石油ガス保安規則、一般高圧ガス保安規則及びコンビナート等保安規則の一部改正 (スーパー認定事業者の軽微な変更の工事の要件拡充) ※令和3年2月22日施行

## (11) 法令等の改正動向

種別	改正年月日	番号等	改正内容
通達	R3.2.22	20210201 保局第1号	<p>高圧ガス保安法第14条第1項及び第4項、第19条第1項及び第4項並びに第24条の4第1項に基づく軽微な変更の工事の取扱いについて(20180323保局第13号)のほか、以下の通達が改正。(スーパー認定事業者制度のインセンティブの強化を目的とした、スーパー認定事業者が行う軽微な変更の工事の要件の拡張等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般高圧ガス保安規則の機能性基準の運用について(20190606保局第3号)</li> <li>・液化石油ガス保安規則の機能性基準の運用について(20190606保局第4号)</li> <li>・コンビナート等保安規則の機能性基準の運用について(20190606保局第5号)</li> <li>・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について(内規)(20200715保局第1号)</li> </ul> <p>※令和3年2月22日施行</p>

# 法令改正について

## 主な改正の内容

## (1)水素自動車等の燃料装置用ボンベ及び附属品の再検査について

水素自動車や天然ガス自動車の燃料装置用ボンベ及び附属品の再検査について、異なる自動車又は二輪自動車に装置されたものがないものであることが合格要件とされており、転載が事実上不可能であった。

有識者委員会において検討を行い、委員会によって策定されたガイドラインに従ってボンベ及び附属品の転載を行う場合は容器再検査及び附属品再検査を合格とする旨改正されたもの。

## (2) 圧縮水素スタンドにおけるセルフ充填について

圧縮水素スタンドにおいて適用される技術基準は、従業者がスタンドに常駐し、運転監視、応急措置等することが前提に規定されていたが、従業員の常駐を前提とせず顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為（セルフ充填）を可能とするため、一般則に新たに7条の4を定め、遠隔監視、かけつけ体制等整備し、明記することでセルフ充填を行うことができる技術基準を整備したものの。



### (3) 完成検査及び保安検査の目視検査におけるドローン等の活用について

完成検査及び保安検査の目視検査でカメラを搭載したドローン等を活用した検査を可能とするため、完成検査の方法及び保安検査の方法の改正が行われたもの。

なお、目視検査について、ドローンを使用する場合にあっては、ドローンに係るプラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン等を参考に、安全に配慮して行うこととされている。

## (4) 申請に関する押印の廃止について

高圧ガス保安法関係省令等の改正により、押印を求めている手続等に関して押印を不要とするための所要の規定等が整備されました。

県における取扱いについては、県からの連絡事項11を参照してください。

## (5) コールドエバポレータの定義の明確化について(令和3年4月1日施行予定)

近年、コールドエバポレータについて、貯槽や蒸発器に加えてポンプや圧縮機等が接続された複雑な構造のものが現れてきていることから、貯槽及び蒸発器のみで構成されるものをコールドエバポレータとするよう、その定義について、規定を見直すこととなるもの。